

②集落営農の進め方について考えました。

集落営農には農地の利用調整、作業の共同化、機械の共同利用やオペレーターの組織化など色々な形があります。難しく考えず、地域の実情にあう自分たちでできる活動をする組織(みんなを支える組織)から始め、必要に応じて少しずつ取組内容を拡大して行きましょう。アンケート実施で集落の実態と農家の意向を把握して話し合いができれば、機械コストの低減やオペレーターの確保は案外できやすいものです。関係機関を交えた勉強会の開催や課題を一つづつ詰めていく話し合いを行いましょう。



難しく考えず、できることから始めましょう。

③集落営農の事例紹介で、西部地区の身近な事例として管内の営農組織から、集落営農に取り組んだきっかけや組織の概要を発表して頂き、参加者に集落営農の理解促進を促しました。

《事例発表して頂いた組織》

【日田市】「金ヶ塔・土草地区営農組合(天瀬)」「市ノ瀬機械利用組合(花月)」「堂尾地区農地保全組合作業受託部会(堂尾)」「玖珠郡」「柿ノ木原営農部会(九重町)」「源水米の郷生産組合(玖珠町)」「田の口営農組合(玖珠町)」

集落の農業が行き詰まった時に考えるのでは遅すぎます。

集落に活力が残っている間にできるだけ早く集落営農に取り組んだ方が得策です。

戸別所得補償モデル対策のお知らせ

交付金を受け取るためには 交付申請書の提出が必要です。

本年度の戸別所得補償モデル対策の交付金を受け取るための手続きとして、**交付申請書等を提出して頂く必要があります。**
お手元に届いたら、内容をご確認のうえ、必要な添付書類と併せてご提出下さい。
(提出方法は別途ご連絡いたします。)



交付申請書は10月中旬頃から
各農家にお届けします。
必要な添付書類のご準備をお願いします。

- ※ 農政事務所からは「交付申請書」と併せて「交付対象面積通知書」「加入申請書の写し」「要件報告書(様式15号)」「必要な書類のお知らせ」をお届けします。
- ※ 詳しくは、交付申請書送付の際にお知らせいたします。

大分県農政事務所 農政推進課 TEL 097-532-6134

戸別所得補償モデル対策
加入者の皆さまへ

集落営農かわら版

平成22年10月15日 VOL. 14
大分県西部振興局農山村振興部
大分県集落営農推進西部支部

農業生産活動の維持・発展のため、集落営農組織が設立されました

《源水米の郷生産組合》

玖珠町古後の原・専道・梶原集落では、担い手の高齢化や兼業化が進む中、平成21年度から中山間の集落協定参加者を中心に集落営農について検討を始めた。

同年7月の豊後高田市の(農)みらいの里本谷への視察研修により、集落ぐるみでの営農組織の設立を目標に2回の集落アンケート調査や研修会を開催しました。

平成22年3月の集落座談会において、一度に集落ぐるみでの組織化をするのではなく、まずオペレーターを中心とした組織を立ち上げ、徐々に参加者を増やすこととし、5月1日に15戸で、源水米の郷生産組合を設立しました。

営業部長という役職や女性役員も置き、将来的には加工も取り入れたいとの意気込みで熱心に研究を進めています。事業展開を図る中で法人化も視野に入れており、今後一層の発展が期待されます。



中山間協定組織を一步進めて、集落営農組織が設立されています

九重町の3つの集落では、これまで、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定に基づき地域の農地維持に取り組んできました。しかし、単に農地を維持するだけでは地域農業の持続的な維持は困難であり、集落の活性化、効率的な農業生産、担い手育成等の組織的な活動が必要と判断し、集落協定の下部組織として集落営農活動を実践する営農部会を設立しました。

《柿ノ木原営農部会》

九重町右田の柿ノ木原集落での集落営農の取組みは、平成22年5月の勉強会から始まりました。元々、柿ノ木原においては、畦塗り機等の共同利用や作業受託が行われてきたので、共同での活動に慣れていたことがスムーズに組織設立ができた要因の一つです。

近年、高齢化が進み、集落の将来に皆が不安を持ち、アンケート調査を実施した結果、高齢化による担い手不足が深刻で誰もが将来に不安を抱いており、組織的な助け合いを望んでいることが明らかとなりました。勉強会や検討会を重ね、組織的な農作業受託による持続的な農地の保全や活性化の方向を検討し、平成22年8月16日に効率的な農業生産、農地の持続的な維持、担い手育成等を目的に、集落協定の下部組

作成・発行 大分県西部振興局農山村振興部

監修 大分県集落営農推進西部支部

TEL : 0973-22-2585 FAX : 0973-23-2219

織として柿ノ木原営農部会を14戸で設立しました。

役員の中には、自らオペレーターとしても活躍が期待される方もいます。また、集落協定構成員以外の農家についても部会員として受け入れ、柿ノ木原集落の周辺地域の農地保全、農業の維持も期待されます。

本年度は、トラクターを補助事業により整備し、春先の耕起から農作業受託が本格的に行われる予定です。



《栗原営農部会》

九重町町田の栗原では、高齢化による担い手不足が深刻化していく中、集落営農組織設立に向けて役員を中心に県の研修会への参加を続けてきました。



集落全体の本格的な取り組みは、平成22年4月のアンケート調査に始まり、アンケートの分析と勉強会を重ね、7月1日の竹田市の(農)紫草の里営農組合への視察研修をきっかけに、一挙に組織結成へとすすみ、8月23日に集落協定の下部組織として栗原営農部会を19戸で設立しました。

栗原はトマト栽培や畜産の盛んな集落であり、米づくりになるべく経費をかけず、無理をせず

に集落の共同利用機械を増やしながら、受託作業を拡大していく計画です。

《猪牟田営農部会》

九重町後野上の猪牟田集落も他の中山間地集落と同様高齢化による担い手不足等が深刻化していました。集落営農への取り組みのきっかけは、中山間第3期対策の説明会で、組織の必要性を強く意識したことがきっかけでした。

平成22年6月から集落営農勉強会を始めて、8月26日に集落協定の下部組織として猪牟田営農部会を13戸で設立しました。

補助事業を活用して田植機を導入し、田植え作業から徐々に農作業受託を拡大していく計画です。農繁期後に先進地視察を計画しており、できることから取り組み、集落に一番あった組織にしていきたいと考えて活動しています。



継続できる集落営農組織を目指して、研修会が開催されました 《大分県集落営農研修会》平成22年8月20日(宇佐市)

大分県内の集落営農組織が集まり、事例報告とパネルディスカッションが行われました。

平野副知事から、「戸別経営では難しい現状を打開するには組織が重要。組織設立は終わりではなく、新しい農業構造を作るスタート。組織に応じた取組で経営発展して欲しい。」と挨拶がありました。

研修会は、タイプの異なる3つの法人の事例報告に続いて、「目標を持とう」をキーワードに「組織運営(経営)」と「地域貢献」を柱に意見を出し合いました。

《事例報告・ディスカッションで紹介された3法人の概要》

○「平坦地における大規模経営の事例」(農)まさき 宇佐市
167戸、水田76ha+14ha(入り作)の集落。5人のオペレーターで担い手組織を設立。62ha(利用権・期間借地)で水稲・麦・大豆の他、タマネギなどの栽培の取組。湿田改良(ソートパイプ)を法人で先行投資。将来を見越して大区画・大型機械化体系を作り上げたい。

○「中山間地における経営事例」(農)こご 玖珠町

8集落の59戸の農家で構成。基盤整備農地を3ブロックに分け、生産調整対応としてWCS8haをブロックローテーションで計画的に作付。作業受託とWCSの取組の他、省力化に向けた直播栽培の取組など、中山間地の営農を模索している。

○「新規品目の導入事例」(農)紫草の里営農組合 竹田市

34戸、39haの集落。集落全戸型の法人を設立。20ha(利用権設定)で水稲・麦・大豆に加え、女性理事2名の登用で、紫草、ワレモコウなどを栽培。紫根染め原料の紫草栽培の取組では、染色交流会を年1回開催するなど、地域の顔となっている。

「目標」をしっかりと持つことが、組織の継続と発展に重要であるという結論でした。

集落の皆さんが参加して、これからの集落農業を考えました

中山間の集落のリーダーさんなどが参加して、平成22年9月7日に日田市で、9月9日に玖珠郡で「西部地区集落営農育成活性化研修会」を開催しました。研修会の内容のポイントは以下のようなものでした。

①鳥獣害対策について、県の鳥獣害対策専門指導員から「野生獣に対する考え方を改めよう」と集落で取り組む対策についての話がありました。

●集落・農地の環境を変えましょう。耕作放棄地や防護柵周辺の草藪は野生獣の隠れ場所です。また、放置した果樹や残渣、ひこばえなどもエサとなっています。農作物以外の植物にも注意して下さい。

●防護柵を過信してはいけません。設置はスタートです。防護柵や電気柵も効果を考えて正しく設置し、破損や草藪に埋もれることのないよう管理しましょう。効果を上げるには常に改良を加えて行かなければ意味がありません。被害対策は足し算(複数の柵の組合せ)。集落全体で話し合いと点検活動をしましょう。

●加害獣の多くは里に住む個体です。有害獣捕獲でいくら山に住む個体を捕獲しても被害は減りません。守るのではなく攻める気持ちで積極的に草刈りや追払いを行い、人の縄張りを作りましょう。
鳥獣害対策も、集落営農の一環です。

